

○医療観察診療報酬明細書等の記載要領について（令和6年4月26日障精発0426第1号・2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

新通知	旧通知
別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領 <u>病院・診療所・薬局記載用</u> I （略） II 診療報酬明細書（様式第2）の記載要領 1 （略） 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 次に掲げるもののほかは、保険記載要領別紙1のⅡ第3の2の（1）、（2）、（3）、（10）、（11）、（14）、（15）、（16）、（17）、（18）、（19）、（20）カ、キ、ク、ケ、コ、（26）キ、ク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ミ、ム及び（27）ウと同様であること。 （1）～（4） （略） （5） 「その他」欄について ア 通院対象者通院医学管理料関係 （ア）～（オ） （略） （カ） 通院対象者通院医学管理料については、毎月「摘要」欄に通院決定日を記載すること。 イ （略） （ア）・（イ） （略） （ウ） <u>医療観察通院精神療法について</u> ・ <u>医療観察通院精神療法を算定した場合は、「摘要」欄に当該診療に要した時間を10分単位で記載すること。ただし、30分又は60分を超える診療を行った場合であって、当該診療に要した時間が明確でない場合には、当該診療に要した時間が30分又は60分を超えたことが明らかであると判断される精神療</u>	別紙 医療観察診療報酬明細書等の記載要領 <u>病院・診療所・薬局記載用</u> I （略） II 診療報酬明細書（様式第2）の記載要領 1 （略） 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 次に掲げるもののほかは、保険記載要領別紙1のⅡ第3の2の（1）、（2）、（3）、（10）、（11）、（14）、（15）、（16）、（17）、（18）、（19）、（20）カ、キ、ク、ケ、コ、（26）キ、ク、ケ、コ、サ、ニ、ヌ、ネ、ラ、リ及び（27）ウと同様であること。 （1）～（4） （略） （5） 「その他」欄について ア 通院対象者通院医学管理料関係 （ア）～（オ） （略） （カ） 通院対象者通院医学管理料については、毎月「摘要」欄に通院決定日を記載すること。<u>また、各期別の評価結果については、毎月、「通院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714001号）Ⅱの3の3）記録等の標準化による「指定通院医療機関における多職種チーム会議において整備すべき情報」のうち当該月に係る部分の写しを別途提出すること。</u> イ （略） （ア）・（イ） （略） （ウ） <u>医療観察通院精神療法を退院後4週間以内の対象者について算定した場合は、退院日を「摘要」欄に記載すること。医療観察通院精神療法の「ロ」を算定した場合は「摘要」欄に当該診療に要した時間を記載すること。家族等に対する医療観察通院精神療法を算定した場合は、「摘要」欄に「医家族」と表示すること。医療観察通院精神療法の特定薬剤副作用評価加算を算定した場合には、「摘要」欄に</u>

法を行った場合に限り、「〇分超」などの記載でも差し支えない。また、5分以上10分未満の診療を行った場合は、「5分以上10分未満」と記載すること。

- ・ 医療観察通院精神療法を退院後4週間以内の対象者について算定した場合は、退院日を「摘要」欄に記載すること。
- ・ 医療観察通院精神療法を行った通院対象者に対して、1回の処方において2種類以上の抗うつ薬又は2種類以上の抗精神病薬を投与した場合は、投与した抗うつ薬又は抗精神病薬の種類数及びその医療上の必要性並びに副作用等について通院対象者に説明を行った旨を「摘要」欄に記載する。
- ・ 家族等に対する医療観察通院精神療法を算定した場合は、「摘要」欄に「医家族」と表示すること。
- ・ 医療観察通院精神療法の特定薬剤副作用評価加算を算定した場合には、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科専門療法に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の項に点数を記載し、薬剤名及び使用量については「摘要」欄に記載すること。

(エ)～(キ) (略)

(ク) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)又は(Ⅲ)(加算を含む)を算定した場合は、「摘要」欄に名称、当該加算を加算した点数を記載すること。

なお、医療観察夜間・早朝訪問看護加算又は医療観察深夜訪問看護加算を算定した場合は、医療観察精神科訪問看護を実施した年月日及び時刻を記載すること。

また、医療観察精神科緊急訪問看護加算を算定した場合は、「摘要」欄にその理由を詳細に記載すること。

(ケ) 医療観察精神科訪問看護指示料、医療観察衛生材料等提供加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称及び頻回の医療観察訪問看護を行う必要性を認めた理由を記載すること。

ウ (略)

(6)「入院」欄について

名称を記載すること。医療観察精神科専門療法に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の項に点数を記載し、薬剤名及び使用量については「摘要」欄に記載すること。

(エ)～(キ) (略)

(ク) 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)又は(Ⅲ)について

医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)又は(Ⅲ)(加算を含む)を算定した場合は、「摘要」欄に名称、当該加算を加算した点数を記載すること。

なお、医療観察夜間・早朝訪問看護加算又は医療観察深夜訪問看護加算を算定した場合は、医療観察精神科訪問看護を実施した年月日及び時刻を記載すること。

(ケ) 医療観察精神科訪問看護指示料

医療観察精神科訪問看護指示料、医療観察衛生材料等提供加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称を記載すること。医療観察精神科特別訪問看護指示加算を算定した場合は、「摘要」欄に名称及び頻回の医療観察訪問看護を行う必要性を認めた理由を記載すること。

ウ (略)

(6)「入院」欄について

ア～ウ （略）

エ 「特定入院料・その他」の項について

（ア） 入院対象者入院医学管理料については、算定した入院対象者入院医学管理料の種別を次の略称を用いて記載し、それぞれの日数及び合計点数を記載すること。

また、同月中に入院対象者入院医学管理料の種別を変更した場合には、行を改めて記載すること。

観察急性期（急性期入院対象者入院医学管理料）

観察回復期（回復期入院対象者入院医学管理料）

観察社会復帰期（社会復帰期入院対象者入院医学管理料）

なお、入院中の対象者が、当該入院の原因となった疾病に起因した疾病に罹患し、当該医療機関の別の診療科又は別の医療機関において診療を行った場合は、「摘要」欄に診察した日及びその理由等必要な事項を記載すること。

さらに、病棟に係る基準を満たさない場合は、「摘要」欄に（未基準）と表示し、減算後の点数を記載すること。

（イ）～（オ） （略）

（削る）

（力） （略）

（７）・（８） （略）

Ⅲ 調剤報酬明細書（様式第５）の記載要領

１ （略）

２ 調剤報酬明細書に関する事項

（略）

（１）～（３） （略）

（４）「受付回数」欄について

ア～ウ （略）

エ 「特定入院料・その他」の項について

（ア） 入院対象者入院医学管理料については、算定した入院対象者入院医学管理料の種別を次の略称を用いて記載し、それぞれの日数及び合計点数を記載すること。

また、同月中に入院対象者入院医学管理料の種別を変更した場合には、行を改めて記載するとともに、各期別の評価結果については、毎月、診療報酬明細書に、「入院処遇ガイドライン」（平成 17 年 7 月 14 日障精発 0714001 号）Ⅱの 4 の 3）記録等の標準化による関係するシート（以下「シート」という。）の写しを別途提出すること。

観察急性期（急性期入院対象者入院医学管理料）

観察回復期（回復期入院対象者入院医学管理料）

観察社会復帰期（社会復帰期入院対象者入院医学管理料）

なお、入院中の対象者が、当該入院の原因となった疾病に起因した疾病に罹患し、当該医療機関の別の診療科又は別の医療機関において診療を行った場合は、「摘要」欄に診察した日及びその理由等必要な事項を記載すること。

さらに、病棟に係る基準を満たさない場合は、「摘要」欄に（未基準）と表示し、減算後の点数を記載すること。

（イ）～（オ） （略）

（力） 18 か月を超えて当該管理料を算定している場合には、毎月、その理由等必要な事項を記載したシートの写しを別途提出すること。

（キ） （略）

（７）・（８） （略）

Ⅲ 調剤報酬明細書（様式第５）の記載要領

１ （略）

２ 調剤報酬明細書に関する事項

（略）

（１）～（３） （略）

（４）「受付回数」欄について

処方箋の受付回数については「公費①」の項に記載すること。

(5)～(8) (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

I (略)

II 請求書等の記載要領

1 (略)

2 明細書に関する事項（様式第四関係）

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のⅡの第2の1の1、2、3、7、15、16、17、18、19及び20と同様であること。

(1)「保険種別1」、「保険種別2」及び「本人・家族」欄について

ア 「保険種別1」欄については、「2 公費」を記載すること。

イ 「保険種別2」欄については、「1 単独」を記載すること。

ウ 「本人・家族」欄については、「2 本人」を記載すること。

(2)「保険者番号又は公費負担者番号」の「公①」欄について

別添「公費負担者番号」により記載すること。

(3)「請求」の「公①」欄について

「請求」の項には、「公①」の欄に、「摘要」欄の金額の合計を記載すること。

(4)「摘要」欄について

ア 「摘要」欄に、算定した医療観察訪問看護の名称を記載した場合は、「負担」欄に、負担区分コード「5」を記載すること。

イ 医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）を算定する場合

（ア） 保健師又は看護師が週3日目までの医療観察訪問看護を行った場合には、1回の医療観察訪問看護の実施時間に基づき、「区分」30及び31、「名称」に医療観察訪問看護基本料1（看護師等）（週3日目まで）、「30分以上」又は「30分未満」のいずれか、作業療法士が行った場合は「区分」に30及び32、「名称」に医療観察訪問看護基本料1（作業療法士）（週3日目まで）、「30分以上」又は「30分未満」のいずれかを記載すること。

また、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に医療観察訪問

処方せん^{せん}の受付回数については「公費①」の項に記載すること。

(5)～(8) (略)

訪問看護ステーション（訪問看護事業型指定通院医療機関）記載用

I (略)

II 請求書等の記載要領

1 (略)

(新設)

看護を行った日数を記載し、週４日目以降の医療観察訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

さらに、医療観察特別地域訪問看護加算を算定した場合は、医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）の所定額及び当該加算額を合算して、同様に記載すること。

- （イ） 電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第２の１の21（15）に記載する表に掲げる職種等のうち、当該医療観察訪問看護を実施した者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

ウ 医療観察訪問看護基本料（Ⅲ）を算定する場合

- （ア） 同一建物居住者（「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第２項の規定による医療に要する費用の額の算定方法」（平成 17 年厚生労働省告示第 365 号）に規定するものをいう。以下「同一建物居住者」という。）に対して、週３日目までの医療観察訪問看護を保健師又は看護師が行った場合には、１回の医療観察訪問看護の実施時間に基づき、「区分」に 30 及び 34、「名称」に医療観察訪問看護基本料 3（看護師等）（週３日目まで）、「30 分以上」又は「30 分未満」のいずれか、作業療法士が行った場合は「区分」に 30 及び 35、「名称」に医療観察訪問看護基本料 3（作業療法士）（週３日目まで）、「30 分以上」又は「30 分未満」のいずれかを記載すること。

また、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に医療観察訪問看護を行った日数を記載し、週４日目以降の医療観察訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。同一日に２人に対して訪問した場合は「２人」、同一日に３人以上に対して訪問した場合は「３人以上」を記載し同様に記載すること。

さらに、医療観察特別地域訪問看護加算を算定した場合は、医療観察訪問看護基本料（Ⅲ）の所定額及び当該加算額を合算して、同様に記載すること。

- （イ） 電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第２の１の21（15）に記載する表に掲げる職種等のうち、当該医療観察訪問看護を実施した者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

エ 医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）及び（Ⅲ）の加算について

(ア) 医療観察精神科緊急訪問看護加算の場合、「区分」に 30 及び 37、「名称」に医療観察精神科緊急訪問看護加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に訪問した日数を記載すること。

(イ) 医療観察長時間訪問看護加算の場合、「区分」に 30 及び 38、「名称」に医療観察長時間訪問看護加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に訪問した日数を記載すること。

(ウ) 訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師又は看護師に保健師、看護師又は作業療法士が同行し同時に医療観察訪問看護を行った場合は以下によること。

① 「区分」に 30 及び 39、「名称」に医療観察複数名訪問看護加算（他の保健師、看護師又は作業療法士と同時）、准看護師が同時に行った場合は「区分」に 30 及び 39、「名称」に医療観察複数名訪問看護加算（准看護師と同時）、看護補助者又は精神保健福祉士が同時に行った場合は「区分」に 30 及び 39、「名称」に医療観察複数名訪問看護加算（看護補助者又は精神保健福祉士と同時）を記載すること。

② 「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に訪問した日数を記載すること。医療観察複数名訪問看護加算（他の保健師、看護師又は作業療法士と同時）及び医療観察複数名訪問看護加算（准看護師と同時）を算定する場合には、1 日に医療観察訪問看護を行った回数に応じ「1 日に 1 回」、「1 日に 2 回」又は「1 日に 3 回以上」の行に分けて記載すること。なお、同一建物居住者の人数に応じて、「1 人又は 2 人」又は「3 人以上」の行に分けて記載すること。

③ 電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第 2 の 1 の 21 (15) に記載する表に掲げる職種等のうち、当該医療観察訪問看護を実施した者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

(エ) 医療観察夜間・早朝訪問看護加算の場合、「区分」に 30 及び 40、「名称」に医療観察夜間・早朝訪問看護加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に訪問した日数を記載すること。

(オ) 医療観察深夜訪問看護加算の場合、「区分」に 30 及び 41、「名称」に医療観察深夜訪問看護加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に

訪問した日数を記載すること。

オ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、行を改めて、それぞれの場合について、算定額、当該月に行った医療観察訪問看護を行った日数を記載すること。

カ 同一の医療観察訪問看護において複数の者が行った場合は、主として医療観察訪問看護を提供した1人の者についてのみ1日として記載すること（医療観察複数名訪問看護加算の算定日を除く。）。

キ 訪問看護管理料について

（ア） 月の初日の訪問の場合は、「区分」に50及び51、「名称」に医療観察訪問看護管理料（月の初日の訪問の場合）、「金額（円）」に該当する金額を記載すること。

（イ） 月の2日目以降の訪問の場合は、「区分」に50及び51、「名称」に医療観察訪問看護管理料（月の2日目以降の訪問の場合）、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に訪問した日数から1を引いた数を記載すること。

ク 訪問看護管理料の加算について

（ア） 医療観察24時間対応体制加算を算定した場合には、「区分」に50及び52、「名称」に医療観察24時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合）又は医療観察24時間対応体制加算（イ以外の場合）、「金額（円）」に該当する金額を記載すること。

（イ） 医療観察退院時共同指導加算を算定した場合は、「区分」に、50及び54、「名称」に医療観察退院時共同指導加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に医療観察退院時共同指導加算を算定した回数を記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第2の1の21（15）に記載する表に掲げる職種等のうち、当該指導を実施した者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

(ウ) 医療観察在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「区分」に 50 及び 56、「名称」に医療観察在宅患者連携指導加算、「金額（円）」に該当する金額を記載すること。

電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第2の1の21(15)に記載する表に掲げる職種等のうち、当該指導を実施した者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

(エ) 医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、「区分」に 50 及び 57、「名称」に医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算、「金額（円）」に該当する金額、「日数（日）」に当該月に医療観察在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数を記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

電子レセプトによる請求の場合、看護記載要領別紙のⅡの第2の1の21(15)に記載する表に掲げる職種等のうち、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った者に該当する職種の職種等コードを選択すること。

ケ 医療観察訪問看護情報提供料について

当該月において、当該医療観察訪問看護の必要な通院対象者の精神保健観察を担当する保護観察所が開催するケア会議に出席し、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療観察訪問看護の状況等の情報を提供した場合は、「区分」に 70 及び 70、「名称」に医療観察訪問看護情報提供料、「金額（円）」に該当する金額を記載すること。

2の2 明細書に関する事項（様式第四の二関係）

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のⅡの第2の2の1、2、3、10、11、14、15、16、17、18、19、20、22、28 及び 29 と同様であること。

(1)・(2) (略)

(削る)

2 明細書に関する事項（様式第四）

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のⅡの第2の1、2、3、14、15、16、17、18、19、20、22、28 及び 29 と同様であること。

(1)・(2) (略)

(3)「氏名」欄について

ア 医療観察訪問看護を受けた者の姓名を記載すること。

なお、電子計算機の場合は、例外的に漢字を読み替えたカタカナを使用すること又はひらがなをカタカナに読み替えて記載することも差し支えないこととするが、この場合には姓名を記載することとし、姓と名の間にスペースをとること。

<u>（３）</u> ～ <u>（６）</u> （略） 別添 （略）	<u>イ</u> 性別は該当するものを○で囲むこと。 <u>なお、電子計算機の場合は、「１ 男」又は「２ 女」と記載しても差し支えないこと。</u> <u>ウ</u> 生年月日は以下によること。 <u>（ア） 該当する元号を○で囲み、生まれた年月日を記載すること。</u> <u>（イ） 電子計算機の場合は、元号については、「１ 明」、「２ 大」、「３ 昭」又は「４ 平」と記載すること。</u> <u>（４）</u> ～ <u>（７）</u> （略） 別添 （略）
--	--